

# 横浜市記者発表資料

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

令和7年11月20日  
市民局市民情報課

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3273号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

### 1 答申の件名

「緊急対応チームケース提出票（特定年月日1）」外18件の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3273号】

### 2 資問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3273	令和5年9月6日	令和5年11月6日	令和5年12月7日	令和5年12月28日	個人	教育委員会

### 3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3273	答申別表1に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報一部開示</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当</b></p> <p>・開示請求者以外の個人の氏名、面談実施日、相談実施日及び電話番号</p> <p>（開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、また権利利益が侵害されるおそれがあるため。）</p> <p><b>法第78条第1項第7号に該当</b></p> <p>・カンファレンス記録（今後の動き）</p> <p>（学校や教育委員会事務局等の具体的な対応や支援の内容は、公表を前提とせずに記載しており、その内容を明らかにすると、児童等との関係性に影響を与える、今後の指導・支援の適正</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p>な遂行に支障が生じるおそれがあるため。)</p> <p><b>・専門家の発言内容</b></p> <p>(案件の対応方針が含まれており、開示することを前提としていない。これらの開示をすると信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査や支援等の適正な活動に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p> <p><b>・開示請求者以外の個人の心身の状況、言動及び相談内容並びに相談時の状態に関する対応者の評価・所見</b></p> <p>(開示することにより、開示請求者と認識が異なっていた場合に請求者との信頼関係が損なわれ、支援センター業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p> <p><b>・学校・ハートフルスペースの本人に対する評価・所見</b></p> <p>(開示することにより、開示請求者と認識が異なっていた場合に請求者との信頼関係が損なわれ、カウンセラー業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p>	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3273	<p><b>《緊急対応チームに係る事務について》</b></p> <p>実施機関では、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応することを目的として緊急対応チームが組織されている。</p> <p>緊急対応チームは、いじめ事案を早期に発見し早期に対応することを目的としていじめの重篤化を防ぐため、学校及び学校教育事務所と連携し、関係機関及び専門家との連携、生徒、保護者及び教職員の支援を行う。</p> <p><b>《不登校生徒支援事業に係る事務について》</b></p> <p>実施機関では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）及び同法関連通知等に基づき、不登校（傾向）の生徒が、将来的に社会的自立ができるようすることを目的として、横浜教育支援センター運営要綱（平成18年4月1日制定）で定める支援事業を実施している。</p> <p>このうち、市内4か所にあるハートフルスペースでは、在籍校には通えないものの、通室を伴う学校外の場所で支援を受けられる生徒を対象に、創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、生徒の自己肯定感と支援員等との信頼関係を育むための支援を実施しているほか、通室する生徒や保護者に対し、カウンセラーによる個別面談（カウンセリング）等を実施している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人に係る、緊急対応チームのカンファレンス記録である個人情報1から個人情報6まで及びハートフルスペースの利用に関する記録である個人情報7から個人情報19まで構成される。</p> <p>イ 個人情報1から個人情報6までは、いじめ事案について学校や生徒への支援を行うた</p>

答申番号	判断の要旨
3273	<p>めのカンファレンス記録であり、実施年月日、出席者名、検討事項等が記載されている。</p> <p>ウ 個人情報7は、ハートフルスペースを利用することが決定した生徒の個別支援カードであり、支援目標、記載者名等が記載されている。</p> <p>エ 個人情報8は、ハートフルスペースの保護者面談の記録であり、面談者続柄、担当者名、面談内容等が記載されている。</p> <p>オ 個人情報9は、対象生徒の在籍校の担任と支援員の情報共有の記録であり、参加者名、学校での様子、それに対しての参加者の所見等が記載されている。</p> <p>カ 個人情報10は、ハートフルスペースのカウンセラーとの相談の記録であり、相談者続柄、対応方法、相談内容、担当者の所見等が記載されている。</p> <p>キ 個人情報11は、ハートフルスペースへのインターク面接の参考にするためのメモであり、学校との関りの様子、登校状況等が記載されている。</p> <p>ク 個人情報12は、インターク面接の記録であり、面接日時、面接内容、担当者の所見等が記載されている。</p> <p>ケ 個人情報13はインターク面接前に保護者が記入する事前質問用紙であり、個人情報14はハートフルスペースでの個人ファイルの表紙となる用紙であり、住所、緊急連絡先となる個人の氏名、電話番号等が記載されている。</p> <p>コ 個人情報15は、ハートフルスペースの継続利用を希望する場合に作成する確認票であり、住所、緊急連絡先の電話番号等が記載されている。</p> <p>サ 個人情報16及び個人情報19は、横浜教育支援センター事業の利用申込書であり、希望する活動、希望する理由、緊急連絡先の電話番号等が記載されている。</p> <p>シ 個人情報17は、ハートフルスペースへの通室があった日の活動記録であり、活動日時、活動内容等が記載されている。</p> <p>ス 個人情報18は、ハートフルスペースAの見学の記録であり、訪問日時、訪問の様子等が記録されている。</p> <p>セ 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で別表2のとおり不開示部分を分類し、以下検討する。</p> <p><b>《法第78条第1項第2号の該当性について》</b></p> <p>ア 不開示部分1には、ハートフルスペースの支援員である職員の氏名及び当該職員の印の印影が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。当該職員は会計年度任用職員であり、その氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ハに該当せず、本号ただし書ロにも該当しない。</p> <p>イ 不開示部分2には、審査請求人以外の個人の氏名、電話番号及び続柄が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。</p> <p>ウ 不開示部分3には、実施機関と審査請求人及び保護者との面談並びに相談の月日、曜日、次回の日時、対応方法、相談項目が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は、電話、面接等の対応方法や相談項目の種別の番号を記載したものであり本号本文に該当せず、開示すべきである。その余の部分は、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。</p> <p>エ 不開示部分4には、実施機関との面談及び相談時の保護者の言動や心情が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。</p>

答申番号	判断の要旨														
3273	<p>なお、不開示部分4について、実施機関は法第78条第1項第7号にも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p> <p><b>《法第78条第1項第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 不開示部分について実施機関に確認したところ、答申の「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」の主張のほか次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件開示請求日時点で、審査請求人は中学校を卒業しており支援は継続していない。</p> <p>(イ) 緊急対策チームでのカンファレンスは、対応方針や支援策について、それぞれの立場で意見交換をしながら検討を行っている。これらが開示されることとなると、以降同種の事案において活発な意見交換が行えなくなる可能性がある。</p> <p>(ウ) ハートフルスペース及び教育支援センターでの所見及び評価については、職員が相談者から開示を前提とせずに聞き取った内容に対する所見や評価であり、これらが開示されることとなると、生徒やその保護者との関係を考慮して担当者が所見を記載することをちゅうちょしたり、当たり障りのないことを記載するなど、以降同種の事案が発生した場合に適切な支援につながらず支援業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 審査請求人は本件開示請求日時点で中学校を既に卒業し、本件事案に係る実施機関の支援業務は既に終結していることから、実施機関が上記3で主張する開示することによりそれが審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な支援業務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとの主張は認められない。</p> <p>(イ) 不開示部分5には、職員の所見及び評価が記載されている。これらの情報は、担当職員が審査請求人や保護者から開示を前提とせずに聞き取った内容に対する所見や評価であり、これらが開示されることとなると、今後同種の事案について、担当職員が所見の記載することをちゅうちょするなど、適切な支援ができず支援業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>(ウ) 不開示部分6には、実施機関が検討している今後の対応方針が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は、他の開示部分からその内容が明らかであるもの及び一般に実施機関のいじめ対応の流れの中で当然に検討される事項であり、開示することで当該事務に支障が生じるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。</p> <p>その余の部分については、検討段階のものであるため開示されることとなると、今後同種の事案について職員が対応を検討するためのかつ達な意見交換が行えなくなり業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>(エ) 不開示部分7には、学校が相談した弁護士の発言内容が記載されている。相談内容は公とされておらず開示することで当該弁護士との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 本件保有個人情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人情報名</th><th>対象保有個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報1</td><td>緊急対応チーム会議ケース提出票（特定年月日1）</td></tr> <tr> <td>個人情報2</td><td>緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日1）</td></tr> <tr> <td>個人情報3</td><td>緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日2）</td></tr> <tr> <td>個人情報4</td><td>緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日3）</td></tr> <tr> <td>個人情報5</td><td>緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日4）</td></tr> <tr> <td>個人情報6</td><td>緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日5）</td></tr> </tbody> </table>	個人情報名	対象保有個人情報	個人情報1	緊急対応チーム会議ケース提出票（特定年月日1）	個人情報2	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日1）	個人情報3	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日2）	個人情報4	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日3）	個人情報5	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日4）	個人情報6	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日5）
個人情報名	対象保有個人情報														
個人情報1	緊急対応チーム会議ケース提出票（特定年月日1）														
個人情報2	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日1）														
個人情報3	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日2）														
個人情報4	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日3）														
個人情報5	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日4）														
個人情報6	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日5）														

答申番号	判断の要旨	
	個人情報 7	個別支援カード
	個人情報 8	特定年度 1 ハートフルスペース個別面談記録票
	個人情報 9	H S 在籍校担任者会記録用紙
	個人情報10	特定年度 1 横浜教育支援センター相談票
	個人情報11	横浜教育支援センター情報メモ
	個人情報12	特定年度 2 横浜教育支援センター インテーク面接 記録
	個人情報13	横浜教育支援センター入室にあたって
	個人情報14	特定年度 1 ハートフルスペース活動記録
	個人情報15	ハートフルスペース継続通室確認票
	個人情報16	横浜教育支援センター申込書（様式 1）
	個人情報17	日々の活動記録
	個人情報18	特定年度 3 ハートフルスペースA 見学
	個人情報19	横浜教育支援センター申込書（様式 2）

別表 2

不開示部分名	不開示部分	不開示条項	個人情報名
不開示部分 1	職員の氏名	法第78条第1項第2号	個人情報 7 から 9 まで、13
不開示部分 2	審査請求人以外の個人の氏名等	法第78条第1項第2号	個人情報 8、10、13、14、15、17、19
不開示部分 3	面談・相談日時等	法第78条第1項第2号	個人情報 8、10
不開示部分 4	面談・相談等内容	法第78条第1項第2号 及び第7号	個人情報 8 から 11 まで、17、19
不開示部分 5	職員の所見及び評価	法第78条第1項第7号	個人情報 8 から 12 まで、16から18まで
不開示部分 6	今後の動き	法第78条第1項第7号	個人情報 1 から 6 まで
不開示部分 7	専門家の発言内容	法第78条第1項第7号	個人情報 4

別表 3

不開示部分名	個人情報名	開示すべき部分
不開示部分 3	個人情報10	1 頁目対応欄及び相談項目欄の不開示部分の全て
不開示部分 6	個人情報 1	2 頁目不開示部分の全て
	個人情報 2	不開示部分の全て
	個人情報 3	不開示部分 1 行目及び 2 行目の全て
	個人情報 4	不開示部分 4 行目 1 文字目から 13 文字目まで
	個人情報 5	不開示部分 1 行目 1 文字目から 16 文字目まで、3 行目 7 文字

答申番号	判断の要旨		
			目から行末まで、4行目の全て
3273	個人情報 6	不開示部分の全て	
(注意) 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。			

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 法令（抜粋）

### 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

#### （保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（第1号省略）

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（イからトまで及び第2項省略）

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881